

活動加算割の補助対象となる自治会活動項目

令和7年度版

一部の自治会活動項目では、補助金の交付条件である必要実施回数が令和6年度と比較して増えているほか、新たに2つの自治会活動項目を追加しましたので御注意ください。

また、いずれの活動についても、活動中の様子が分かるよう、必ず写真撮影をしてください。実績報告時に、写真を提出していただきます。

なお、実績報告時のトラブルを避けるため、必ず次のページの「活動や写真撮影に当たっての注意点」を御確認ください。

自治会活動項目	想定している活動内容	条件・注意事項	
①自治会防災訓練	消防署や消防団と協力して、消火器・避難行動・煙体験・救命講習会などの 自治会独自 の防災訓練を実施する。	年1回以上	いずれも、1月末までに実施すること
②防犯パトロール	誘導灯、拍子木などを持って地域のパトロールを 定期的 に実施する。	年4回以上	
③地域の清掃活動	自治会区域内の清掃及びごみ拾いを 定期的 に行う。	年4回以上	
④側溝清掃	地域内の側溝清掃を自主的に実施する。	年1回以上	
⑤高齢者などの見守り活動等	一人暮らしの高齢者・障害者など、孤立しがちな家庭を中心に訪問を行い、 継続的な安否確認や交流 を図る。	年3回以上	
⑥登下校の見守り	小学生が登下校する時間帯に、横断歩道や通学路において子どもの安全・安心を見守る。	1週間程度継続	
⑦地域団体連携事業	自治会の活動を行うに当たり、 PTA、老人会等の地域団体 と連携して自治会活動を実施する。活動内容は問わない。	年1回以上	
⑧加入促進事業	④加入促進チラシを非会員に配布し、自治会加入を勧める。（チラシは市から提供することも可能） ⑥定期的に広報誌やブログで情報を発信し、自治会活動や加入促進につなげる情報を非会員にも周知する。	年1回以上	
⑨健康増進事業	自治会で健康増進活動（ミニ運動会・体操・ウォーキング等）を実施する。	年2回以上	
New!! ⑩多文化共生につながる事業	④地域の外国人市民に向けて、自治会のイベントのチラシや加入促進チラシを「やさしい日本語」を活用して作成し、配布等する（市の掲示板への掲示も可能）。 ⑥自治会のイベント・会議等で、「やさしい日本語」についてのチラシを自治会員に配布し、「やさしい日本語」の普及を行う（チラシは市から提供することも可能）。 ※「やさしい日本語」とは、日本語に慣れていなくても理解しやすいように、文法や表現を簡単にした日本語を指します。	年1回以上	
New!! ⑪自治会活動のデジタル化につながる事業	④Google フォーム等を活用し、自治会のイベント参加や加入申込みがオンラインでもできるようにする。 ⑥デジタル回覧板の活用（試験的な運用でも可能）	年1回以上	

活動や写真撮影に当たっての注意点

以下は活動や写真撮影に当たっての注意点を記載したものです。

このほかに御不明な点がある場合は、協働推進課（内線243）まで御連絡ください。

自治会活動項目	活動や写真撮影に当たっての注意
①自治会防災訓練	- 自治会独自の活動を行うことが必要であり、<u>市が実施する防災訓練への参加や防災施設の利用のみでは対象外</u>です。 - ただし、防災施設の利用後、自治会員で集まって地域の避難場所の確認を行ったり、自治会から備蓄物資の配布を行ったりしている場合は、自治会独自の活動として認められ対象となります。その場合、<u>実績報告用に必ず自治会独自の活動をしている際の写真を撮影してください。</u> <u>防災訓練のチラシや看板の写真のみの提出は実績報告として認められません。</u>
③地域の清掃活動	<u>芝刈りは補助対象の活動に含まれません。</u> - 対象となるのは自治会として行う清掃活動であり、<u>個人が行う清掃活動は対象外</u>です。 - 市が管理する道路等への不法投棄を発見した場合は、<u>ごみ対策課（内線 294）</u>まで御連絡ください（ただし、私有地等の市以外が管理する土地は除く。）
④側溝清掃	市に泥等の回収を依頼する場合は、回収を希望する1週間前までに<u>道路下水道課（内線 263）</u>まで御連絡ください。
⑤高齢者などの見守り活動等	<u>回覧を回しただけでは対象外</u>です。必ず安否確認や交流を行ってください。 <u>地域にお住まいの高齢者や障害者等が見守り活動の対象</u>です。福祉施設等への見守り訪問等は対象外です。 - 可能な限り、見守り対象となる方と活動中の自治会員が写っている写真を提出してください。
⑥登下校の見守り	可能な限り、見守り対象となる方と活動中の自治会員が写っている写真を提出してください。
⑦地域団体連携事業	<u>共催・共同によって実施する事業が対象</u>です。<u>他団体主催のイベントに、自治会が参加するだけでは対象外</u>です。 - 地域団体の具体例は、PTA、老人会、子ども会、地元のスポーツクラブ、ボランティア団体等です。ただし、<u>自治会の内部組織との連携事業は対象外</u>です。
⑧加入促進事業	- 活動の性質上、<u>自治会員のみを対象とした事業は対象外</u>です。必ず非自治会員を巻き込んだ活動をしてください。 - 非自治会員へのチラシ配布は対象ですが、<u>チラシを配布している際の写真や投函している写真の提出が必要</u>です（<u>チラシの写真のみの提出は対象外</u>）。
⑨健康増進事業	<u>市や市が補助金を支出している団体が主催する事業への参加は対象外</u>です。 例：地区ふれあいスポレク大会、栄村駅伝大会、歩け歩け大会等
⑩多文化共生につながる事業	- チラシ作りに当たって、完璧な「やさしい日本語」を意識していただく必要はありません。また、協働推進課（内線 243）に相談することも可能です。 - 市の掲示板にチラシを掲示する際は、秘書広報課の許可を得る必要があります。 - 自治会のイベント等で「やさしい日本語」の普及を行った際は、<u>普及活動中の写真を必ず撮影してください。</u>
⑪自治会活動のデジタル化につながる事業	写真撮影に当たっては、自治会活動にデジタルを活用していることがわかるような写真を撮影してください。 例：オンラインの申込フォームの受付確認画面を見ている様子の写真、デジタル回覧板を投稿している写真等